



## 目次

1. 今月のハイライト	p.1
2. 各国税務ニュース(2022年8月31日時点) インドネシア      フィリピン      シンガポール マレーシア      オーストラリア	p.1 - 2
3. セミナー情報 ASEAN 地域      オーストラリア	p.3
4. 各国問い合わせ先	p. 3 - 4

## 今月のハイライト

- オーストラリア課税当局は、トリーティーショッピング(条約漁り)のアレンジメントによる軽減税率の適用に対するTaxpayer Alertを公表し、配当・ロイヤルティの最終受益者とオーストラリアの間に中間事業体を有するアレンジメントについて、その国または地域において十分な事業と従業員を有するかといったトリーティーショッピングの可能性について詳細な確認を行う旨を明らかにしています。
- 「オーストラリア議会予算局 選挙公約の予算への影響に関する報告」において、オーストラリア労働党の税制政策に関して追加情報が盛り込まれました。同報告の中には、過少資本税制の改正や、特定の国や地域に所在する知的財産の使用に対して支払う金額について、損金算入を制限する規範措置などが含まれています。
- シンガポール税務当局(IRAS)は、投資持株会社(Investment Holding Companies)に関するFAQを更新し、収益獲得を目的とした賃貸用不動産に対するリースの許諾、延長または更新に伴い生じる一定の費用の損金算入は、Section 14ZEが定める一定の場合に制限されることとなりました。

## 各国税務ニュース(2022年8月31日時点)

### インドネシア

#### 医療分野における COVID-19 税制優遇措置と COVID-19 の流行による影響を受けた納税者向けの更新情報

2022年7月11日、財務大臣は2つの規則(PMK-113/2022、PMK-114/2022)を発行し、医療分野における新型コロナウイルス感染症(COVID-19)税制優遇措置と、COVID-19の流行により影響を受けた納税者向けの優遇措置の期限を22年12月末まで延長しました。優遇措置の延長の適用を受けるためには、再申請などを行う必要があります。

#### 納税者番号としての NIK

2022年7月8日、財務大臣は個人、法人、政府機関の納税者番号(Nomor Pokok Wajib Pajak/NPWP)の使用法の変更について規定した規則 PMK-112を発行しました。これは、2021年に制定された国税規則調和(Harmonisasi Peraturan Perpajakan/HPP)法による税制変更起因するものです。新しい規則により、インドネシアに居住する納税者はこれまで使用していた NPWP の代わりに、居住者 ID 番号(Nomor Induk Kependudukan/NIK)を納税者番号として使用することになります。

フィリピン



### [電子請求書・領収書システムに関するガイドラインの公表](#)

内国歳入庁(BIR)は2022年6月30日に歳入規則(RR No. 8-2022)を発行し、電子請求書・領収書システムのガイドラインを公表しました。輸出事業者や大規模納税者などが対象となり、対象者は今後電子請求書・領収書システムの導入に向けた準備が必要になります。

シンガポール



### [シンガポール税制アップデート](#)

#### [投資持株会社に関するFAQのアップデート](#)

シンガポール税務当局(IRAS)は、2022年7月25日に投資持株会社(Investment Holding Companies)に関するFAQを更新しました。これにより、収益獲得を目的とした賃貸用不動産に対するリースの許諾、延長または更新に伴い生じる仲介料や広告費、専門家費用、印紙税など一定の費用の損金算入は、Section 14ZEが定める一定の場合に制限されることとなりました。

#### [旅行業界におけるGSTの取り扱いに対する通達の発出](#)

IRASは2022年7月11日、旅行業界に対してGSTに関する通達を発出しました。当通達では旅行商品や関連サービスに関するGSTの概要や、具体的な取り扱いについて説明されています。なお、当通達は2022年予算に基づき2023年1月1日から変更される旅客の国際輸送や、旅行保険、宿泊施設の予約サービスに関するGSTの取り扱いの変更にも対応しています。

マレーシア



### [8月のマレーシア税制アップデート](#)

#### [少額の源泉税の納付期限の延長](#)

非居住者への支払いに課される源泉税は、原則として支払日から1カ月以内に納付する必要がありますが、少額の源泉税の場合、2022年8月より、6月1日から11月30日および12月1日から5月31日の各6カ月間の末日から30日以内に納付することが可能になりました。対象となる支払いは、利子、ロイヤリティ、国内のサービス、動産の使用料などであり、この場合の少額の源泉税とは、取引あたりの税額がRM500以下の源泉税を指します。

オーストラリア



### [Monthly Tax Update August](#)

オーストラリア税務に関する直近の動向のうち、以下について解説しています。

- 政府の多国籍企業への課税案に関する考察
- 法人居住地に関する経過措置の延長
- G20財務大臣および中央銀行総裁会議における税務課題に関するアップデート
- 第1の柱に関するアップデート
- ATOのトリーティショッピングへの懸念
- 労働党政策に関する追加情報

## セミナー情報

各国で直近実施したセミナー、および今後開催予定のセミナーについてご案内します。登録・視聴リンクがないセミナーについても、ご興味がありましたら下記の問い合わせ先までご連絡ください。

ASEAN 地域 「新たなビジネスモデルの創造へ：ASEAN 組織再編・再生シリーズ」  
第 9 回 東南アジア主要国における再編にかかる税務上の留意点  
配信日時：2022 年 5 月 10 日(火)～12 月 28 日(水)



概要：5 月 10 日より「第 9 回 東南アジア主要国における再編にかかる税務上の留意点」の配信を開始しました。コロナ禍の 2020 年～2021 年において、日系企業の東南アジア域内における新規企業買収の件数は、コロナ前の水準と比較して減少傾向にありました。

本セッションでは、東南アジア主要国のうち、タイ・マレーシア・インドネシアの 3 カ国を例に、グループ内の組織再編において実務上頻繁に用いられている手法や、税務上の主な留意点について解説します。特に日本の制度との違いや、日本本社が税務上考慮すべき事項に焦点を当てて説明します。また現地で組織再編する場合に加え、日本における組織再編により現地子会社の株主が変更される場合に留意すべき、現地での税務上の論点についても併せて紹介します。

言語：日本語

登録リンク：[こちら](#)

オーストラリア 「2022/23 年度連邦政府予算案オンラインセミナー」  
日時：2022 年 4 月 21 日(木)



概要：日本企業に影響のある項目を重点的に、概要を法人税・個人所得税の観点から解説します。

言語：日本語

視聴リンク：[こちら](#) (2022 年 10 月末まで配信)

オーストラリア法人関連税制の概要および最新トピックについて  
日時：2021 年 10 月 22 日(金)

概要：法人に関連する税制の概要や最新トピック(ハイブリッドミスマッチルールなど)について、日本企業からよくいただく質問事項に重点をおいて解説します。

言語：日本語

視聴リンク：[こちら](#) (2022 年 10 月 22 日まで配信)

## 各国問い合わせ先

より詳しい情報、または個別案件への取り組みやご相談につきましては、PwCの貴社担当者もしくは下記担当者までお問い合わせください。

共同統括責任者 [神保 真人](#)(税理士法人 パートナー)、[菅原 竜二](#)(PwCインドネシア パートナー)

[PwC税理士法人](#)(日本) [神保 真人](#)、[野田 幸嗣](#)(移転価格)、[青木 一憲](#)(金融)

[PwCインドネシア](#) [菅原 竜二](#)(カンントリーリーダー)、[深澤 直人](#)  
問い合わせ先：[id\\_jbd@pwc.com](mailto:id_jbd@pwc.com)

[PwCタイ](#) [魚住 篤志](#)(カンントリーリーダー)、[武部 純](#)、[加藤 夏樹](#)(移転価格)、[木村 洋平](#)  
問い合わせ先：[th\\_jbd@pwc.com](mailto:th_jbd@pwc.com)

**PwCベトナム** [今井 慎平](#) (カンントリーリーダー)、[小山 誠祐](#)、[小暮 寛之](#)  
問い合わせ先: [vn\\_jbn@pwc.com](mailto:vn_jbn@pwc.com)

**PwCフィリピン** [東城 健太郎](#) (カンントリーリーダー)、[林田 俊哉](#)  
問い合わせ先: [ph\\_jbd@pwc.com](mailto:ph_jbd@pwc.com)

**PwCマレーシア** [杉山 雄一](#) (カンントリーリーダー)、[佐藤 祐司](#)  
問い合わせ先: [my\\_pwc\\_japandesk@pwc.com](mailto:my_pwc_japandesk@pwc.com)

**PwCシンガポール** [ハワード・オーサワ](#) (ジャパンデスク 税務統括)、[清水迫 誠](#) (移転価格)、[北村 勝信](#)、[山本 尚紀](#)  
問い合わせ先: [sg\\_japan\\_desk\\_tax@pwc.com](mailto:sg_japan_desk_tax@pwc.com)

**PwCオーストラリア** [寺崎 信裕](#) (税務カンントリーリーダー)、[伊藤 大介](#)  
問い合わせ先: [au\\_japan@pwc.com](mailto:au_japan@pwc.com)

→ **バックナンバーは、[こちらから](#)ご覧ください。**

PwCは、社会における信頼を築き、重要な課題を解決することをPurpose(存在意義)としています。私たちは、世界155カ国に及ぶグローバルネットワークに327,000人以上のスタッフを有し、高品質な監査、税務、アドバイザーサービスを提供しています。詳細は[www.pwc.com](http://www.pwc.com)をご覧ください。本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。© 2022 PwC. All rights reserved. PwC refers to the PwC network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see [www.pwc.com/structure](http://www.pwc.com/structure) for further details.